名　称　出羽島灯台
位　置
所在地　徳島県海部郡牟岐町（出羽島）
北　緯　三三―三七―五一
東　経　一三四―二五―二九
変更した事項
灯　質　群閃白光　毎八秒に二閃光
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで八八メートル
変更年月日　平成二十二年二月九日

名　称　柳井港新東防波堤西灯台
位　置
所在地　山口県柳井港（新東防波堤西端）
北　緯　三三―五七―一三
東　経　一三二―〇八―一六
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年二月九日

名　称　鳥取港第二防波堤灯台
位　置
所在地　鳥取県鳥取港（第二防波堤外端）
北　緯　三五―三二―四九
東　経　一三四―一一―三〇
変更した事項
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年二月九日

名　称　那覇港浦添第一防波堤西仮設灯台
位　置
所在地　沖縄県那覇港（浦添第一防波堤西端）
北　緯　二六―一五―二八
東　経　一二七―三九―一八
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで三・九メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年二月九日

○海上保安庁告示第八十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　海豚鼻灯台
位　置
所在地　長崎県壱岐市（海豚鼻）
北　緯　三三―四二―一七
東　経　一二九―四二―五九
変更した事項
灯　質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月十日

名　称　倭寇港A南防波堤灯台
位　置
所在地　長崎県五島市（倭寇港A南防波堤外端）
北　緯　三二―三四―四五
東　経　一二八―四六―四三
変更した事項
位　置　長崎県五島市（倭寇港A南防波堤外端）
北　緯　三二―三四―四六
東　経　一二八―四六―四五
変更年月日　平成二十二年二月十日

○海上保安庁告示第八十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　渡久地港北防波堤灯台
位　置
所在地　沖縄県渡久地港（北防波堤外端）
北　緯　二六―三九―四一
東　経　一二七―五三―一九
廃止年月日　平成二十二年二月十二日

○海上保安庁告示第八十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　鹿児島港南港南防波堤灯台
位　置
所在地　鹿児島県鹿児島港南港区（南防波堤外端）
北　緯　三一―三二―三九
東　経　一三〇―三三―〇二
変更した事項
光　度　閃光実効光度七二〇カンデラ　不動光八三カンデラ
光達距離　閃光八・五海里　不動光五・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月十二日

○海上保安庁告示第八十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　牛深港宮崎突堤灯台
位　置
所在地　熊本県天草市（牛深港宮崎突堤外端）
北　緯　三二―一一―四六
東　経　一三〇―〇〇―四三
廃止年月日　平成二十二年二月十六日

○海上保安庁告示第八十九号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　東京西第三号灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の西北西方約二・二キロメートル）
北　緯　三五―三四―一三
東　経　一三九―四八―一八
変更した事項
名　称　東京西第三号灯標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
光　度　実効光度四〇カンデラ
明弧及び高さ　全周　平均水面上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
記　事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年二月十三日

名　称　東京西第四号灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の西北西方約一・九キロメートル）
北　緯　三五―三四―二三
東　経　一三九―四八―三四
変更した事項
名　称　東京西第四号灯標
位　置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の西北西方約一・八キロメートル）
北　緯　三五―三四―二七
東　経　一三九―四八―四〇
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色柱形
光　度　実効光度四〇カンデラ
明弧及び高さ　全周　平均水面上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
記　事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年二月十三日
記　事　一時変更